



第1回三重県感染症対策連携協議会における
意見等をふまえた県の対応方針について

各委員等への意見照会について

- 第1回の三重県感染症対策連携協議会では、多数の意見が出たものの、議事内容が多岐に渡ったことから、第1回で提示した下記の事項について、各委員等に意見照会を実施した。

【照会事項】

- ① 医療計画と感染症予防計画の一体的策定について
- ② 三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて
- ③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- ④ 新興感染症発生・まん延時における医療体制に係る圏域の設定について
- ⑤ 数値目標の設定および協定締結に係る対応方針について
- ⑥ 全般的な意見

第1回三重県感染症対策連携協議会
における意見



第1回三重県感染症対策連携協議会後に
実施した意見照会での意見



- 各委員等からの意見を集約し、次ページ以降のとおり県の対応方針等を取りまとめた。

① 医療計画と感染症予防計画の一体的策定について

- 20名の委員等のうち、20名が賛成と回答。

- 賛成の主な意見は以下のとおり。

委員等からの意見

- 感染症の予防と、新興感染症の発生・まん延時における医療は不可分の関係であるため、一体的に検討していくべき。（意見照会）
- 感染症予防計画に医療計画のみ記載が求められている事項を追記することで、両計画を一体化させることができ、県民に対してもわかりやすいことから賛成です。（意見照会）
- 今年度中に、感染症予防計画と医療計画の2つを策定することを考えると、時間的な部分も含めて、一体的に策定することが望ましいと考える。（意見照会）
- 国も認めていることなので一体的策定について異議はありませんが、策定後、各計画の各論の話となった場合、どこまでが医療計画でどこまでが予防計画かわかるようにしておくことが望ましいと考えます。（意見照会）

② 三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて（1 / 4）

○新興感染症の発生早期における具体的な対応方針等に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none">新興感染症発生時にどのように対応するか分からないため、何を具体的に対応するか記載いただきたい。事前対応型の行政が求められており、早期探知、早期対応を行うために何をすべきか考える必要がある。（第1回協議会）	<ul style="list-style-type: none">感染症全般に係る予防やまん延防止のための施策や、新興感染症等に係る医療提供体制の構築のための施策については、「感染症予防計画」および「医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）」において記載します。
<ul style="list-style-type: none">今回の感染症予防計画および連携協議会は新型コロナをベースとしているが、それよりも早い対応を求められる感染症が来ることも想定し、新興感染症発生時の対応方針等について、誰がどのように決定していくのか記載すべきではないか。（第1回協議会）	<ul style="list-style-type: none">新興感染症発生時における具体的な対応方針や実施体制等については、「新型インフルエンザ等対策行動計画」（令和6年度改定予定）において記載します。
<ul style="list-style-type: none">新型コロナより伝播しやすい感染症が発生した場合を含む新興感染症発生時の具体的な対応や事前の準備について、県行動計画等にしっかりと記載していくことが必要。（意見照会）	
<ul style="list-style-type: none">（第1回協議会でも意見があったところだが、）次に来る新興感染症が新型コロナのような感染症とは限らず、より早いスピードの対応が求められる感染症の可能性もある。まずは感染症指定医療機関で対応を行い、その間に情報収集し、県や関係団体、現場関係者等で意見交換を行う場を設けるなど対応を検討していくことが必要と考える。（意見照会）	

(参考) 感染症対応に係る主な計画および新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定

感染症対応に係る主な計画について

➡計画間の整合性を図ることが求められている

	三重県医療計画	三重県感染症予防計画
根拠法令	医療法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
直近改訂	平成30年4月	令和2年12月（県独自改訂）
主な記載内容	・令和6年4月から、6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されたことを受け、新興感染症等に係る医療提供体制の構築のための 施策	・感染症全般に係る予防やまん延防止のための 施策
次期改訂	令和6年4月（第8次）	令和6年4月

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）
平成25年11月
・ 発生段階ごとにおける具体的な対応 （対策実施体制、サーベイランス・情報収集、予防・まん延防止のための対策など） ※感染症発生時にはより具体的な対処方針等を定める
令和6年度改訂予定

←一体的に策定→

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直しのポイント

特措法が適用された今般の**新型コロナウイルス感染症対応の経験**を振り返り、感染症対策・制度改正を反映させる

- ①感染症法の改正と併せて、平時の備えについて重点的に整理し記載を拡充
- ②幅広い感染症に柔軟に対応できるシナリオを想定
- ③感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを検討
- ④水際対策、検査、物資、デジタル化の促進など対策項目の記載を拡充

【国における改訂スケジュール】

令和5年9月
政府行動計画の見直し開始
(9/4 推進会議開催)

令和5年12月
中間とりまとめ

令和6年6月
政府行動計画改定案を策定

② 三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて（2 / 4）

○関係機関間の連携体制に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 感染症対応であることから、特に流行初期を中心に病院の担う役割が大きくなるため、診療所や保健所がしっかりと病院と連携していくことや、病院相互間においても連携体制が確保されることが重要であると考えます。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等をはじめとした関係機関および関係団体等との連携・協力体制の推進を図るとともに、国や保健所設置市、市町等と相互に連携して施策を実施する旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 県・市町・大学・医師会とのより強い協力体制を取れるようにする。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 県、保健所設置市の役割、市町の役割、県民の役割などそれぞれの役割と共に、それらとの連携・協力体制等が明記されることが必要。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 特に、県と市町の連携がわかりにくかったので、わかりやすくなるのは歓迎する。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 県が感染症対応方針を検討する際、事前に四日市市保健所へ情報提供並びに協議を実施するほか、県保健所と同様のタイミング・内容の情報を四日市市保健所へ伝達するなど、県と四日市市保健所間の連携強化について記載いただきたい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。「県と保健所設置市は、必要な施策を円滑に実施する観点から、平時より感染症発生に備えた連携を推進することとします。」（第2）

② 三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて（3/4）

○流行初期※以前の対応に関する意見

※流行初期・感染症法に基づく、厚生労働大臣による新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症）が発生した旨の公表を行った日（新興感染症に位置付ける旨の公表を行った日）から3か月程度

委員等からのご意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 発生早期に関しては、感染症の発生の公表から1週間までは、感染症指定医療機関の感染症病床において対応することとなっている。感染症法上、第二種感染症指定医療機関（感染症病床）は、原則として二次医療圏ごとに設置することとされているため、二次医療圏単位で、初期の入院対応を行う必要があるため、その点は記載しておくことが望ましいと思われる。（第1回協議会）（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「新興感染症の発生時には、第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対処を行うこととなりますが、当該医療機関のみでの対応が困難な新興感染症の発生に備え、流行初期および流行初期以降のそれぞれの期間において、医療機関等の役割に応じた医療措置協定の締結や第一種協定指定医療機関等の指定を通じて追加的な病床確保を行うなど、新興感染症の発生・まん延時に必要な医療提供体制の確保を図ります。」（第9） 「保健環境研究所は、新興感染症の流行初期以前や流行初期を中心に、病原体等の検査の中核的な役割を担うことから、研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めます。」（第8）
<ul style="list-style-type: none"> 流行初期以前の入院対応については、第一種および第二種感染症指定医療機関が担う旨、検査に関しては地方衛生研究所が中心に担う旨を記載するべきではないか。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 協定に基づく対応を開始する以前の対応は、災害同様に重要であるため、流行初期以前における対応についても明記しておくことが必要。（意見照会） 	

② 三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて（4/4）

○その他の意見

委員等からの意見	対応方針案													
<ul style="list-style-type: none"> 感染予防、感染拡大を防ぐために、医療以外の部分も含め、どのような取組を行うのか、「1. 基本的な考え方」において、しっかりと記載することが必要ではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、感染症の予防およびまん延の防止のための施策の重要性、県民一人ひとりの感染症予防対策の実施等の必要性について記載します。 また、第4において、感染症の予防のための具体的な施策、第5において、感染症のまん延防止のための具体的な施策について記載します。 													
<ul style="list-style-type: none"> 流行初期における発生患者について、原則全員入院とすることを想定しているのであれば、そのような前提を記載すべきではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「なお、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制については、国の考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症対応時の最大規模の体制をめざすこととし、流行初期以降については、外出自粛要請を行う自宅療養者等が一定数発生することを想定します。」（第9） 													
<ul style="list-style-type: none"> このような形で問題ない。入院・発熱外来も含め、どのような医療機関が流行初期および流行初期以降において対応可能なのか、特別な配慮を必要とする患者への対応可否も含め、具体的に記載することが必要ではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、医療措置協定の締結状況をふまえ、次年度以降の計画改定時に対応可能な医療機関名を圏域毎に記載します。（第9） <p style="text-align: right;">※記載イメージ</p> <table border="1" data-bbox="1025 758 1837 919"> <thead> <tr> <th rowspan="3">構想区域</th> <th colspan="3">流行初期</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入院医療</th> <th rowspan="2">外来医療</th> </tr> <tr> <th>医療機関名</th> <th>特別な配慮が必要な患者対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員</td> <td>〇〇病院</td> <td>〇〇、〇〇</td> <td>〇〇病院</td> </tr> </tbody> </table>	構想区域	流行初期			入院医療		外来医療	医療機関名	特別な配慮が必要な患者対応	委員	〇〇病院	〇〇、〇〇	〇〇病院
構想区域	流行初期													
	入院医療		外来医療											
	医療機関名	特別な配慮が必要な患者対応												
委員	〇〇病院	〇〇、〇〇	〇〇病院											
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症発生・まん延時には、マイナンバーカード等を活用して報告作業を簡素化するなど、医療現場の負担軽減につなげられるよう医療DXの推進を行うべき。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「発生届の電磁的方法による報告を促すなど、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進します。」（第7） 													
<ul style="list-style-type: none"> マスコミに感染者やクラスターに関する情報を発信する際に個人が特定されないように、発表内容に関するルールを作るなど、あらかじめ検討を行っておくことが必要ではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「報道機関に情報提供を行う場合には、趣旨およびその内容について患者等に十分説明し、あらかじめ理解を求めるとともに、誤った情報や患者等の個人情報報道されることのないよう、平時から報道機関との連携を推進していきます。」（第18） また、公表内容に関するルールに関しては、県において検討を進めます。 													

③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について（1 / 5）

○流行初期の対応に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対応では、初期の体制整備に時間を要したため、新興感染症発生時には、流行初期における体制整備が重要である。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、新興感染症の発生・まん延時において、新興感染症に係る必要な医療が提供されるよう、医療機関等との協定を通じて、流行初期、流行初期以降のそれぞれの期間における各医療機関の役割を明確にするなど、平時から新興感染症の発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備する旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者まで情報が伝わるのに時間がかかっていたため、新興感染症発生時は、早期から関係者への情報共有を迅速に行えるようにすべき。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、病床利用率を含む入院受入医療機関の情報等について、新興感染症の流行初期から、医療機関や消防本部を含む関係者間で迅速かつ円滑に共有できるよう、システムの構築などを進めるとともに、三重県感染症対策連携協議会等を活用し、早期から関係者への情報共有を行う旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの発生初期においては、県の医療保健部長と県病院協会、県医師会が協議する場を設け、対応方針を検討した。新興感染症発生時においても、他の関係団体等も含めた場を設け、協議を行うべきである。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、新興感染症発生時においては、医師会や病院協会等との連携が非常に重要であると考えているため、三重県感染症対策連携協議会等を活用し、早期から関係団体等と協議を行うことができるよう取り組む旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 公的以外の施設による新型コロナウイルスへの対応を促進すべきであった。今後同様のことが起きても早期からの協力が得られるようにする。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、新興感染症発生・まん延時に幅広い医療機関に対応いただけるよう、協定締結にあたっては、全ての医療機関に対し、丁寧な説明および協議を行います。

③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について（2 / 5）

○ICTの活用に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナ対応では、三重県は独自にICTの活用を行っていたように、新興感染症発生・まん延時にICTを活用し対応できるよう、平時から仕組みを構築しておくことが必要ではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> • いただいたご意見をふまえ、発生届等の電磁的方法による報告を促すなど医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進します。また、新興感染症の発生時等においても、保健所における積極的疫学調査等の専門的業務が維持されるよう、ICTを活用した業務の効率化等を積極的に進める旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> • ICTの活用により、報告などがより迅速かつ正確に対応できるようになるとよい。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナ対応時には、SMSを活用した健康観察を実施していたが、新興感染症発生・まん延時においても、業務の負担軽減の観点から、ICTを活用した業務の効率化を進めていく必要がある。（意見照会） 	

○保健所等の体制強化に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナ対応時には、保健所体制がひっ迫したこともあったため、必要な人員の確保（県庁内応援者の事前リスト化等）を行い保健所体制の強化を図っていく必要がある。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> • いただいたご意見をふまえ、保健所体制については、新興感染症流行時において必要となる保健所人員を確実に確保できるよう、平時から関係部門等と連携した必要な取組を実施する旨、保健環境研究所等については、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行うなど、平時から検査実施体制の整備を行う旨を計画に記載します。また、必要な人員を迅速に確保することができるよう、応援職員の事前リスト化等の検討を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> • 地域機関として国が呼びかけている保健所や地衛研の体制強化はもとより、県庁の感染症所管課についても人員、予算両面での強化が必要と考えます。（意見照会） 	

③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について（3 / 5）

○連携体制に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症まん延時には、自宅療養者の発生も想定されるため、在宅医療、訪問看護、歯科等を含む多職種連携による包括的な療養者支援体制を構築していくことが必要と考える。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「新興感染症の発生・まん延時においても、高齢の患者への対応など、適切な療養環境の確保の観点から、一般医療と同様に、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種連携による療養者への包括的な支援が求められています。」（第9）
<ul style="list-style-type: none"> 3師会、看護協会など関係団体の連携による自宅療養者サポート体制の構築についても記述をお願いします。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「自宅療養者等の体調悪化時に必要な医療が提供されるよう、自宅療養者等への医療提供が可能な医療機関、薬局、訪問看護事業所を第二種協定指定医療機関として指定することで、新興感染症の発生・まん延時に必要な医療機関等の確保に取り組みます。」（第9）
<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種体制について、多くの関係団体の協力による接種体制構築という観点での記述をお願いします。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、県は、予防接種の実施主体である市町や医師会等の関係団体と連携の上、予防接種が円滑に実施されるよう努める旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 三重県から四日市市保健所への情報伝達が遅れるケースがあったため、県と同様のタイミング・内容の情報をもらえるよう平時から体制強化を進めてほしい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「県と保健所設置市は、必要な施策を円滑に実施する観点から、平時より感染症発生に備えた連携を推進することとします。」（第2）

③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について（4 / 5）

○その他の意見①

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 第1回協議会別添資料3-2の記述内容について→HIV感染症とAIDSは異なる状態、医療用語であるので「AIDS発症に至らないHIVに感染した状態をHIV感染症とよびます」など文章にする際には区別することが必要ではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「HIV感染症は、HIVに感染しているものの、エイズを発症していない状態を指します。」（第3）
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症のまん延時には、新型コロナで対応していた最大の医療機関数で対応することが必要。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見もふまえ、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制については、国の考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症対応時の最大規模の体制をめざすこととします。
<ul style="list-style-type: none"> 北勢の人口が多いにもかかわらず、感染症に関連した病床が少なかったことから、新興感染症の発生に備え北勢地域において病床の確保が必要ではないか。また、流行初期において対応を行う医療機関が限定されることはやむを得ないと考えられるが、高齢者施設を含め在宅療養者が発生することが想定される流行初期以降については、入院医療・外来医療ともに幅広い医療機関にて対応が行われるよう体制を構築することが重要であると考え。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症の発生・まん延時に必要な受入病床を確保できるよう、医療機関の役割に応じた医療措置協定の締結等を進めることとしています。協定締結にあたっては、いただいたご意見もふまえ、各医療機関と個別に協議を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> 今回、解熱鎮痛薬や鎮咳剤などの対症療法薬のメーカーからの供給が困難になった時期があり、平時からの備蓄、供給体制の構築を検討すべきと考えます。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「県は、新興感染症の発生・まん延時に、その予防または治療に必要な医薬品等の供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき医薬品等の備蓄を行うとともに、国や医薬品卸売販売業者等と連携の上、供給体制の確立を図ります。」（第9）

③ 感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について（5 / 5）

○その他の意見②

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 臨時応急処置施設を設置する際には、新興感染症のウイルス特性に応じて対応できるよう、現場に裁量を持たせるなど、柔軟な対応が必要。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「新興感染症のまん延による入院機能のひっ迫や救急搬送困難事案の増加に備え、臨時の医療施設の設置・運営の流れ等について、新興感染症のウイルス特性に応じて柔軟に対応できるよう、医療措置協定の締結状況もふまえ、関係機関および関係団体と連携の上、事前の準備を進めていきます。」（第9）
<ul style="list-style-type: none"> 入院患者の受入体制については、救急対応にダイレクトに影響を及ぼすものであり、しっかりとした対応をお願いしたい。また、宿泊療養施設など発生状況に応じた臨機の対応についても記載してほしい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見もふまえ、流行初期および流行初期以降のそれぞれの期間において、入院受入れを行う医療機関と協定締結を行うなど、新興感染症の発生・まん延時に必要な医療提供体制の確保を図ります。 また、宿泊施設については、いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「県等は、新興感染症が発生した際には、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐなどの観点から、関係者や関係機関と協議の上、必要に応じ、宿泊施設の確保を行います。」（第10）
<ul style="list-style-type: none"> 三重県はうまくコロナ対応できていたと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係団体等と連携の上、体制整備を行っていきます。

④ 新興感染症発生・まん延時における医療体制に係る圏域の設定について（1/2）

- 20名の委員等のうち、16名から賛成と回答。
- 4名から意見があり、**保健所単位ではなく、地域医療構想区域単位とした理由を明確にすべき**といった意見や、**病診連携においては保健所圏域を超えた関わりがあるため、そのような観点も考慮すべき**等の意見があった。

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> ● 圏域の設定について、新型コロナ対応では保健所ごとに対応して特に問題なかったと認識しているため、保健所単位を圏域としない理由を教えてほしい。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 圏域の設定については、感染拡大時においても一般医療との両立を図りつつ、各地域で入院医療や自宅療養者等への医療提供など必要な体制を確保する観点などから、地域医療構想区域単位とするものの、いただいたご意見をふまえ、地域における感染症対策の中核を担う保健所単位での医療資源の把握についても併せて行うこととします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 圏域の設定について、自宅療養者への支援においては保健所単位がよいという考え方もあるが、病院や診療所の連携においては、行政圏域を超えた関わりがあるため、そのような観点も考慮すべき。（第1回協議会） 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所単位という考えもあるが、地域医療構想区域と保健所区域が異なる四日市市保健所（三四地区）の意見もふまえ検討していくことが必要である。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 流行初期については、保健所の関与が大きいいため、保健所管轄区域内における医療提供体制を把握し、円滑な調整ができるよう体制を整備しておくことが重要である。（意見照会） 	

④ 新興感染症発生・まん延時における医療体制に係る圏域の設定について（2/2）

- 賛成の主な意見は以下のとおり。

委員等からのご意見

- 三泗地区の区割りについては、四日市市保健所の予防計画に適切な対応が規定されて実行できるのであれば、よいのではないかと思います。（意見照会）
- 基本的には賛成です。しかし偏った区域で、患者数が爆発的に増えた場合は、その時点で、早期から県全体を管理する形に切り替えて対応することが必要と思います。特別な配慮を要する患者やECMOを必要とする重症患者は、二次医療圏や県内全域で対応を行うなど、患者状況に応じる意見に賛成です。（意見照会）
- 新興感染症のまん延期（COVID-19に関しては、オミクロン株となった第6波以降）においては、感染者数も多く、身近な地域で入院・自宅療養者への対応を検討する必要があるため、地域医療構想区域または保健所区域で設定することでよいと思われる（三重県の場合、地域医療構想区域と保健所区域は概ね一致しているが、一部異なる点があるため、その点を注釈で記載すれば、どちらを選択しても良いと思われる）。（意見照会）
- ECMOなど最重症患者の対応については三次医療圏（県内全域）で対応することで良いと思われるが、人工呼吸器が必要な重症患者の対応については、特に発生早期の場合、地域医療構想区域内では対応が難しい場合も想定されるため、二次医療圏など、より広めの圏域で検討した方が良いと思われる。（意見照会）
- 小児、妊婦、透析、精神疾患患者、障がい者、認知症患者などの配慮が必要な方の入院対応を行う医療機関の設定も重要であり、それぞれ適切な医療圏を設定し、検討することが望ましいと思われる。（意見照会）
- 圏域において対応が困難な重症患者の取扱いについては、人工呼吸器治療が必要な患者の対応状況など、新型コロナウイルス感染症対応を振り返った上で、必要に応じて二次医療圏あるいは全県など広域での連携体制を検討していくべきだと考える。なお、ECMOについては、全県的な対応とすることで差し支えないものと考えている。（意見照会）
- 圏域内の病床がオーバーフローした際の対応について、広域での対応とするなど予め考慮すべきである。

第1回連携協議会等における意見をふまえて

- 設定した圏域においては、各圏域ごとに医療資源の把握や連携の検討を行うこととなる。
- 圏域を「地域医療構想区域単位」または「保健所管轄区域単位」とした場合における、それぞれの課題等を以下のとおり整理した。

①医療資源の把握

- 地域医療構想区域単位および保健所管轄区域単位双方で可能。

(参考) 記載のイメージ

地域医療 構想区域	流行初期		
	入院医療		外来医療
	医療機関名	特別な配慮が 必要な患者対応	
桑員	〇〇病院	〇〇、〇〇	〇〇病院
...			

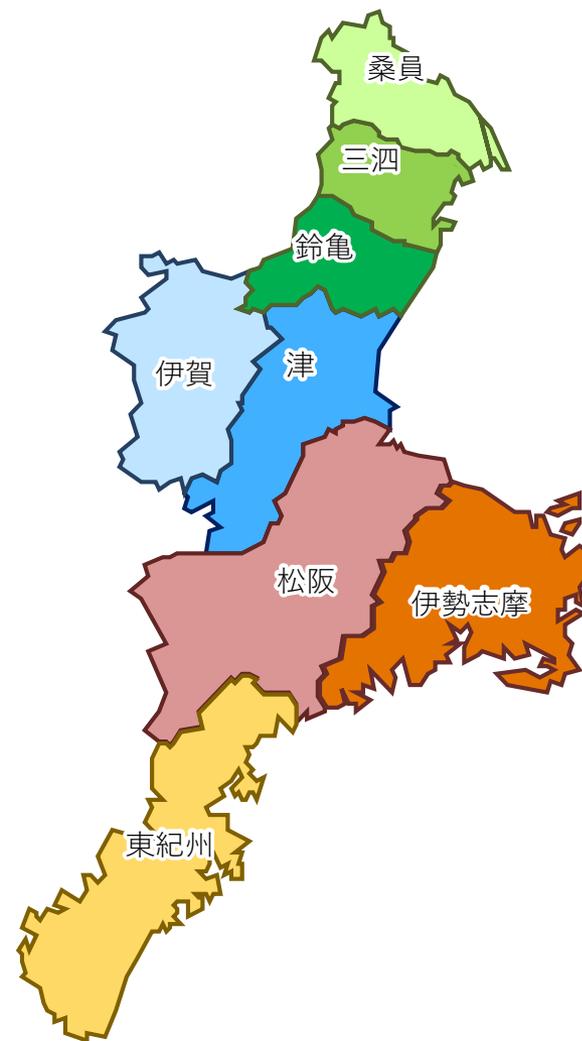
保健所 管轄区域	流行初期		
	入院医療		外来医療
	医療機関名	特別な配慮が 必要な患者対応	
桑名保健所	〇〇病院	〇〇、〇〇	〇〇病院
...			

②連携の検討

- 連携の検討にあたっては、感染拡大時における一般医療との両立や、自宅療養者への医療提供体制の確保、新興感染症の回復患者に対する医療提供等の観点に加え、他の計画等との整合性を図ることなどから、保健所管轄区域に比べ、地域医療構想区域単位にて検討を行うことが適切であると考えられる。
- 一方で、第1回でいただいたご意見や、新興感染症発生時には、一般医療と異なり、感染症法に基づき保健所の関与が生じることをふまえ、各保健所管轄区域における「①医療資源の把握」について、考慮する必要がある。

圏域の設定（事務局修正案）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針」における圏域（医療資源の把握、連携の検討を行う単位）の設定については、感染拡大時においても一般医療との両立を図りつつ、各地域で入院医療や自宅療養者等への医療提供など必要な体制を確保する観点から、8つの地域医療構想区域（桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州）としてはどうか。
- また、特別な配慮が必要な患者（妊産婦・小児・精神・透析患者）や、体外式膜型人工肺（ECMO）を必要とする重症患者など、圏域内での対応が困難な患者については、二次医療圏や県内全域で対応を行うなど、患者の容態に応じて、広域での連携により対応を行うこととしてはどうか。
- **ただし、新興感染症発生・まん延時には、一般医療と異なり、（流行初期を中心に、）感染症法に基づく入院勧告や就業制限など、保健所が地域における感染症対策の中核を担うこととなるため、地域医療構想区域毎での医療資源の把握・連携の検討に加え、保健所単位での医療資源の把握についても併せて行うこととしてはどうか。**



⑤ 数値目標の設定および協定締結に係る対応方針について（1/2）

- 20名の委員等のうち、15名が賛成と回答。
- 5名から意見あり、数値目標の設定や協定締結を行うことについて意見はなかったものの、**目標設定に係る前提条件や考え方の記載を充実すべき**といった意見や、**協定締結事務を進めるにあたっては関係団体や各医療機関等への説明を丁寧に実施すべき**等の意見があった。

○数値目標に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> ● 他の疾病などと異なり、新型コロナウイルス感染症対応をふまえ、未知の感染症に対応するための数値目標を設定するということで、理解しにくい部分がある。国が示す新型コロナ対応時の最大値を数値目標とすることを事務局がしっかりと再度説明していく必要があるのではないか。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制については、国の考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症対応時の最大規模の体制をめざすこととし、」（第9）
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ対応において、大学病院や地域の基幹病院などでPCR検査機器の導入が進んだこともふまえ、地方衛生研究所（三重県保健環境研究所）も含めた検査実施能力を事前に把握しておくことが重要。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見をふまえ、県内の地域の基幹病院等の検査実施能力については、各医療機関との医療措置協定において、併せて把握することとします。 ● また、保健所における接触・トレーシングの実施人数等については、別途、保健所において策定する健康危機対処計画（感染症編）で記載する方向で検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健環境研究所における1日あたりの検査実施能力や、保健所における接触・トレーシングの実施人数等についても、戦略的に記載すべきではないか。（第1回協議会） ● 発生の公表から1週間という記載について、「発生の公表」の定義が曖昧であり、探知能力の向上等により1週間では対応できない場合があるため、記載を検討すべきでは。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。 「感染症法に基づく、厚生労働大臣による新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症）が発生した旨の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）」（第17）

⑤ 数値目標の設定および協定締結に係る対応方針について（2/2）

○協定締結の進め方に関する意見

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 病院と個別に協定締結を行うとのことだが、急性期の役割を担う医療機関の病床を効率的に活用する観点から、特に流行初期における後方支援の機能など、地域における医療機関ごとの役割分担を明確化するとともに、具体的な連携体制についても検討することが必要。（第1回協議会）（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等との協定を通じて、流行初期および流行初期以降のそれぞれの期間において、各医療機関が担う役割を明確化し医療提供体制の把握を行うとともに、流行初期を中心に、患者受入れと後方支援を担う医療機関間の連携体制を構築していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 協定締結は各医療機関と協議して進めると思うが、国の方針は、義務付けなど、医療機関に対して厳しい。協議にあたっては丁寧に進めてほしい。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結にあたっては、関係団体等と密に連携を行うとともに、協定締結主体である医療機関等と協定内容について丁寧に協議を進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> 義務という強い言葉が使用されているが、協定締結を進めるにあたっては、関係団体と連携の上、各医療機関に対して丁寧に説明したほうがよい。（意見照会） 	

- 賛成の主な意見は以下のとおり。

委員等からの意見

- 協定締結については、関係団体と協力を密にしながら医療機関等に働きかけを行っていくことが重要であるとする。（意見照会）

⑥ 全般的な意見（1/2）

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対応において、医師会は地域の医療機関への働きかけなど、重要な役割を果たしてきたが、当該計画ではどのような役割を担っていくと想定しているか。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症発生時においては、医師会、病院協会を含む関係団体の協力が必要不可欠と考えています。そのため、新興感染症発生時の具体的な対応、対策を検討するにあたっては、県の方針を明確にした上で、各関係団体としっかり協議し、方向性を決定していきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 国の方向性に準じて計画を作成しなければいけないことは理解するが、県として、医師会・病院協会の役割は明確にしてほしい。（第1回協議会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 病床が不足した際、各病院からは県が主体的に方針を示すべきとの意見が多かった。次のパンデミックでは、県が主体的に方針を明示してほしい。（第1回協議会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症発生・まん延時には、県内全体の状況を把握している県が強力なリーダーシップを発揮して体制構築を行うべきである。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域間で入院対象となる患者の重症度等に差が出ないことも重要。（第1回協議会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 流行初期以降については、宿泊や自宅療養の対応も行っていくこととなるが、トリアージの機能についてはどこが担うのか。また、人口と病床数のバランスから、地域差が出ることが想定されるが、広域調整は実施するのか。（第1回協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症発生時の入院調整については、地域における感染対策の中核的機関である保健所にて実施することが前提となりますが、地域の病床がひっ迫している場合など保健所管内で入院調整が困難となる状況や、自宅療養者が発生している状況では、入院対象者の平準化や円滑な入院調整を実施する観点から、県による一元化な入院調整を行う方向で考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症発生・まん延時の入院調整について、患者が増加し区域内での対応が困難となった場合については、県による入院調整の一元化、広域での連携が必要であると考えます。（意見照会） 	
<ul style="list-style-type: none"> 四日市市は、広域的に重症患者を受け入れる県立総合医療センター、市立四日市病院を市内に有しており、市単独での入院調整が困難なことから、新興感染症のウイルスの特性等にもよるが、入院調整は県全体での広域調整を基本とすべきである。（意見照会） 	

⑥ 全般的な意見（2/2）

委員等からの意見	対応方針案
<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い歯科治療が必要な新興感染症患者に対応できるよう、歯科を併設する感染症指定医療機関との協定締結にあたっては、蜂窩織炎（ほうかしきえん）や外傷患者への対応の可否についてあらかじめ確認しておくなど、患者が安心して治療を受けられる体制としてほしい。また、歯科に関する文言がないため、記載を検討してほしい。（第1回協議会・意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、次のとおり計画(素案)に記載します。「新興感染症のまん延時においては、療養者の増加に伴い、基礎疾患の増悪や急性疾患（緊急性の高い歯科治療を含む）等により入院が必要となる患者が増加することも想定の上、関係機関間の連携体制を構築することが必要です。」（第9）
<ul style="list-style-type: none"> 全県的に感染症内科を標榜する医療機関、呼吸器内科医、感染症内科専門医やICD（他の診療科と兼業でよい）が不足している。これらを増やすために支援を検討いただきたい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、県においても、新興感染症の流行に対応できる人材の育成が必要であると認識しています。令和5年4月には、三重大学に、感染症専門医などの感染症危機管理人材および地域社会の公衆衛生に貢献する人材の育成を目的として、「感染症危機管理人材育成センター」が設置されました。県としては、同センター内に寄附講座を設置し、三重大学と連携して感染症に対応可能な人材の育成を進めるなど、今後も必要な取組を推進していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 感染対策について、病院以外の福祉施設や障がい者施設など、医療従事者の少ないところの管理者や看護職などに、感染についての知識や感染対策への意識を持続させるため、感染対策研修や、サブ医療圏で病院と連携した訓練など毎年行っていくことも必要と思います。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見のとおり、新興感染症発生・まん延時においては、高齢者施設や障がい者施設等における感染拡大を未然に防止することや、施設内療養者への対応が重要となることから、感染対策研修を開催するなど、施設内感染の防止に努める旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防計画を策定した段階で完成とするのではなく、次年度以降の感染症対策連携協議会等において取組状況の報告、検証を行い、より活用できる計画にしていくことが重要であると考えます。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見をふまえ、感染症予防計画については、毎年取組状況等をふまえ、感染症対策の検証・改善を図り、必要があると認める場合は速やかに改定を行います。また、今後は、協定締結の状況や「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に併せ見直しを行うことを予定しています。
<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症に限らず、蚊媒介感染症など他の感染症にも活用できる計画としてほしい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見もふまえ、感染症予防計画については、新興感染症以外も含む全般的な感染症に関する施策等について記載を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ対応で、小児の一次救急の体制の脆弱さが浮き彫りになったことから、一般医療も含め、小児の一次救急体制の整備について、県で方向性を示してほしい。（意見照会） 	<ul style="list-style-type: none"> 小児の一次救急体制については、医療審議会救急医療部会および小児医療部会からも同様の意見をいただいております。当該部会等を通じて、引き続き対応を検討していきます。

対応方針（案）

委員等からの意見をふまえ、以下のとおり対応することとしたい。

- 医療計画（感染症発生・まん延時における医療）と感染症予防計画については、一体的に策定を進めることとしたい。
- 「新興感染症発生・まん延時における医療体制に係る圏域の設定について」は、各委員からの意見をふまえ、事務局修正案のとおりとしたい。
- 「三重県感染症予防計画の見直しのポイントについて」、「感染症の状況および新型コロナウイルス感染症への対応状況について」、「数値目標の設定および協定締結に係る対応方針について」等においていただいたご意見については、対応方針案のとおり計画に記載するとともに、協定締結事務を進める際に反映することとしたい。